

国の幼児教育・保育の無償化について

令和8年4月

無償化の対象となる費用について

- **国の幼児教育・保育の無償化制度**により、国立大附属幼稚園や私立幼稚園（新制度未移行園）に通う3～5歳児の保育料が、無償化の対象になります。
- 無償化の対象になるためには、「**子育てのための施設等利用給付認定**」を受ける必要があります。

【無償化の対象者】

- 保護者と子どもが三木市民であること
- 新1号、新2号、新3号のいずれかの認定を受けていること
 - 新1号：満3歳～5歳児の教育認定を受けた子ども
 - 新2号：3～5歳児の保育認定を受けた子ども
 - 新3号：市民税非課税世帯の0～2歳児の保育認定を受けた子ども

【給付上限月額】

- 保育料および入園初年度の入園料（月額に換算して保育料に上乘せ）
 - 私立幼稚園：25,700円 国立大附属幼稚園：8,700円
- 新2号、新3号の預かり保育利用料
 - 新2号：11,300円 新3号：16,300円
 - （ただし、450円×利用日数が上限）
- 幼稚園の預かり保育の実施時間が規定より少ない場合、認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等の利用料も合算することができます（無償化対象確認施設のみ）。

預かり保育利用料	} 新1号の 無償化対象範囲	} 新2号・新3号の 無償化対象範囲
保育料・初年度入園料		

※令和8年10月利用分から上限額が変更される予定です。

※ 認定を受けていない期間の利用料は、給付を受けることができません。認定の申請方法については、下記問い合わせ先までご連絡ください。